

令和6年3月25日

生活支援部医療保険課

東京都後期高齢者医療広域連合規約の変更に係る協議について

1 協議の理由

東京都後期高齢者医療に係る令和6・7年度の保険料改定にあたっては、都広域連合及び関係区市町村が協議の上、これまでに引き続き、関係区市町村の一般財源の負担による保険料軽減対策を講じることとした。一般財源での負担については、都広域連合規約に規定されており、令和6・7年度分の保険料軽減対策について、規約の一部を変更するもの。

規約の変更は、地方自治法の規定により、関係区市町村の協議によりこれを定め、都知事あて届出を行うものであり、本協議については、関係区市町村の議会の議決を経る必要がある。

2 規約変更の概要

令和6・7年度の2年間の時限措置として、下記項目について、関係区市町村の一般会計からの負担割合を100%とする規約を附則に規定する。

- (1) 審査支払手数料相当額
- (2) 財政安定化基金拠出金相当額
- (3) 保険料未収金補填分相当額
- (4) 保険料所得割額減額分相当額
- (5) 葬祭費相当額

3 施行期日（都広域連合規約）

令和6年4月1日

[参考]令和6年度保険料率

| | R6年度 | 軽減対策なし | 比較増減 |
|-----------------|----------|----------|-----------------|
| 均等割額 | 47,300円 | 49,600円 | △2,300円 (△4.6%) |
| 所得割率 ※1 | 8.78% | 9.38% | △0.60P (△6.4%) |
| 所得割率 ※2 | 9.67% | 10.29% | △0.62P (△6.0%) |
| 一人当たり 平均保険料額 | 110,156円 | 115,511円 | △5,355円 (△4.6%) |

※1・・・旧ただし書き所得58万円以下の場合

※2・・・旧ただし書き所得58万円超の場合

[参考]令和7年度保険料率

| | R7年度 | 軽減対策なし | 比較増減 |
|-----------------|----------|----------|-----------------|
| 均等割額 | 47,300円 | 49,600円 | △2,300円 (△4.6%) |
| 所得割率 | 9.67% | 10.29% | △0.62P (△6.0%) |
| 一人当たり 平均保険料額 | 112,535円 | 118,062円 | △5,527円 (△4.7%) |

東京都後期高齢者医療広域連合規約の一部を変更する規約 新旧対照表

| 現行 | 改正案 | | | | | | | | |
|---|--|------|---|----------|---|----|------|---|----------|
| <p>第1条～第19条 (略)</p> <p>附 則</p> <p>1～4 (略)</p> <p>5 <u>令和4年度分及び令和5年度分の第18条第1項第1号</u>に規定する関係区市町村の負担金の額については、別表第2中</p> <p>「3 保険料その他の納付金（高齢者医療確保法第105条の規定により区、市、町及び村が納付するものとされたものをいう。）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">項目</th> <th style="text-align: center;">負担割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>高齢者医療確保法第99条第1項及び第2項の規定による繰入金並びに保険料その他高齢者医療確保法第4章の規定による徴収金（区、市、町及び村が徴収するものに限る。）</td> <td style="text-align: center;">100パーセント</td> </tr> </tbody> </table> | 項目 | 負担割合 | 高齢者医療確保法第99条第1項及び第2項の規定による繰入金並びに保険料その他高齢者医療確保法第4章の規定による徴収金（区、市、町及び村が徴収するものに限る。） | 100パーセント | <p>第1条～第19条 (略)</p> <p>附 則</p> <p>1～4 (略)</p> <p>5 <u>令和6年度分及び令和7年度分の第18条第1項第1号</u>に規定する関係区市町村の負担金の額については、別表第2中</p> <p>「3 保険料その他の納付金（高齢者医療確保法第105条の規定により区、市、町及び村が納付するものとされたものをいう。）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">項目</th> <th style="text-align: center;">負担割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>高齢者医療確保法第99条第1項及び第2項の規定による繰入金並びに保険料その他高齢者医療確保法第4章の規定による徴収金（区、市、町及び村が徴収するものに限る。）</td> <td style="text-align: center;">100パーセント</td> </tr> </tbody> </table> | 項目 | 負担割合 | 高齢者医療確保法第99条第1項及び第2項の規定による繰入金並びに保険料その他高齢者医療確保法第4章の規定による徴収金（区、市、町及び村が徴収するものに限る。） | 100パーセント |
| 項目 | 負担割合 | | | | | | | | |
| 高齢者医療確保法第99条第1項及び第2項の規定による繰入金並びに保険料その他高齢者医療確保法第4章の規定による徴収金（区、市、町及び村が徴収するものに限る。） | 100パーセント | | | | | | | | |
| 項目 | 負担割合 | | | | | | | | |
| 高齢者医療確保法第99条第1項及び第2項の規定による繰入金並びに保険料その他高齢者医療確保法第4章の規定による徴収金（区、市、町及び村が徴収するものに限る。） | 100パーセント | | | | | | | | |
| <p>備考</p> <p>1 高齢者人口割については、前年度の1月1日現在の住民基本台帳（住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第6条第1項の住民基本台帳をいう。以下同じ。）に基づく満75歳以上の人口による。</p> <p>2 人口割については、前年度の1月1日現在の住民基本台帳に基づく人口による。</p> <p style="text-align: right;">」</p> <p>とあるのは、</p> <p>「3 保険料その他の納付金（高齢者医療確保法第105条の規定により区、</p> | <p>備考</p> <p>1 高齢者人口割については、前年度の1月1日現在の住民基本台帳（住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第6条第1項の住民基本台帳をいう。以下同じ。）に基づく満75歳以上の人口による。</p> <p>2 人口割については、前年度の1月1日現在の住民基本台帳に基づく人口による。</p> <p style="text-align: right;">」</p> <p>とあるのは、</p> <p>「3 保険料その他の納付金（高齢者医療確保法第105条の規定により区、</p> | | | | | | | | |

市、町及び村が納付するものとされたものをいう。)

| 項目 | 負担割合 |
|---|----------|
| 高齢者医療確保法第99条第1項及び第2項の規定による繰入金並びに保険料その他高齢者医療確保法第4章の規定による徴収金（区、市、町及び村が徴収するものに限る。） | 100パーセント |

4 関係区市町村の一般会計から保険料の軽減のために負担を求める経費

| 項目 | 負担割合 |
|---------------|----------|
| 審査支払手数料相当額 | 100パーセント |
| 財政安定化基金拠出金相当額 | 100パーセント |
| 保険料未収金補填分相当額 | 100パーセント |
| 保険料所得割額減額分相当額 | 100パーセント |
| 葬祭費相当額 | 100パーセント |

備考

- 1 高齢者人口割については、前年度の1月1日現在の住民基本台帳（住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第6条第1項の住民基本台帳をいう。以下同じ。）に基づく満75歳以上の人口による。
- 2 人口割については、前年度の1月1日現在の住民基本台帳に基づく人口による。
- 3 財政安定化基金拠出金相当額について

市、町及び村が納付するものとされたものをいう。)

| 項目 | 負担割合 |
|---|----------|
| 高齢者医療確保法第99条第1項及び第2項の規定による繰入金並びに保険料その他高齢者医療確保法第4章の規定による徴収金（区、市、町及び村が徴収するものに限る。） | 100パーセント |

4 関係区市町村の一般会計から保険料の軽減のために負担を求める経費

| 項目 | 負担割合 |
|---------------|----------|
| 審査支払手数料相当額 | 100パーセント |
| 財政安定化基金拠出金相当額 | 100パーセント |
| 保険料未収金補填分相当額 | 100パーセント |
| 保険料所得割額減額分相当額 | 100パーセント |
| 葬祭費相当額 | 100パーセント |

備考

- 1 高齢者人口割については、前年度の1月1日現在の住民基本台帳（住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第6条第1項の住民基本台帳をいう。以下同じ。）に基づく満75歳以上の人口による。
- 2 人口割については、前年度の1月1日現在の住民基本台帳に基づく人口による。
- 3 財政安定化基金拠出金相当額について

ては、前期高齢者交付金及び後期高齢者医療の国庫負担金の算定等に関する政令（平成19年政令第325号）第19条第1項に規定する都道府県の条例で定める割合を、令和4年4月1日現在の東京都の条例で定める割合で算定された額とする。

とする。

別表第1・別表第2（略）

ては、前期高齢者交付金及び後期高齢者医療の国庫負担金の算定等に関する政令（平成19年政令第325号）第19条第1項に規定する都道府県の条例で定める割合を、令和6年4月1日現在の東京都の条例で定める割合で算定された額とする。

とする。

附則（令和6年3月29日東京都知事届出）

（施行期日）

1 この規約は、令和6年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規約による変更後の東京都後期高齢者医療広域連合規約（以下「変更後の規約」という。）附則第5項の規定は、令和6年度分以降の変更後の規約第18条第1項第1号に規定する関係区市町村の負担金（以下単に「関係区市町村の負担金」という。）について適用し、令和5年度分以前の関係区市町村の負担金については、なお従前の例による。

別表第1・別表第2（略）

令和6・7年度の後期高齢者医療保険料率について

【保険料率（特別対策あり最終案）】

| 一人当たり平均保険料額 | R4・5年度 | R6・7年度 | 増減 | 増減率 |
|-------------|----------|----------|--------|------|
| | 104,842円 | 111,356円 | 6,514円 | 6.2% |

| | R4・5年度 | R6年度 | 増減 | 増減率 |
|-------------|----------|----------|---------|-------|
| 均等割額 | 46,400円 | 47,300円 | 900円 | 1.9% |
| 所得割率 | 9.49% | ※1 8.78% | -0.71Pt | -7.5% |
| | | ※2 9.67% | 0.18Pt | 1.9% |
| 一人当たり平均保険料額 | 104,842円 | 110,156円 | 5,314円 | 5.1% |

※1 旧ただし書き所得58万円以下
 ※2 旧ただし書き所得58万円超

| | R4・5年度 | R7年度 | 増減 | 増減率 |
|-------------|----------|----------|--------|------|
| 均等割額 | 46,400円 | 47,300円 | 900円 | 1.9% |
| 所得割率 | 9.49% | 9.67% | 0.18Pt | 1.9% |
| 一人当たり平均保険料額 | 104,842円 | 112,535円 | 7,693円 | 7.3% |

＜保険料率算定の設定条件＞

- (1) 被保険者数は、東京都の人口推計等を基に、令和6年度を「176.0万人」、令和7年度を「179.3万人」と推計した。
- (2) 医療給付費はコロナ禍がなかったと仮定（医療費の大きい増減が無い）して、平成29年度～令和元年度の平均伸び率「0.78%」を採用し、令和6年度を「1兆5,695億円」、令和7年度を「1兆6,110億円」と推計した。
- (3) 医療給付費については、診療報酬改定（診療報酬+0.88%、薬価△0.97%、材料価格△0.02%）の影響を令和6年度「△39.5億円」、令和7年度「△17.8億円」、長瀬効果（※）による窓口2割負担の影響を令和6年度「△52.0億円」（医療費変化率△0.33%）、令和7年度「△80.5億円」（医療費変化率△0.41%）と見込んだ。※ 実効給付率の変化に伴う医療費水準の変化
- (4) 所得係数は令和3年度、令和4年度の実績と令和5年度の暫定値を平均して「1.56」と推計した。国の通知により制度改正の影響をすべて所得割額で賄うため52/48を乗じた結果、均等割額と所得割額は「37.17:62.83」となった。その結果、普通調整交付金が52/48を乗じる前と比較して「△40億円」となった。
- (5) 被保険者の所得は、令和5年6月の確定賦課時点の所得を基とし、所得の伸び率を1年間あたり「0.32%」と見込んだ。
- (6) 市区町村の保険料予定収納率については「99.00%」とした。
- (7) 剰余金は「260億円」を計上した。
- (8) 審査支払手数料は国保連合会の資料に基づき「64.90円」で算出した。

＜医療保険制度改革で受ける影響について＞

- (9) 出産育児一時金の財政影響は東京都広域被保険者の全国広域被保険者数に占める割合から算出し、2年間で「22.80億円」（1人あたり641円/年）と見込んだ。
- (10) 後期高齢者負担率は、医療保険制度改革の影響の有無が所得によって異なる。国の通知に基づき「12.67%（制度改正影響あり）」、「12.24%（制度改正影響なし）」とした。
- (11) 賦課限度額が引き上げとなる。激変緩和措置として令和6年度は「73万円」、令和7年度は「80万円」となる。
- (12) 激変緩和措置として、令和6・7年度均等割及び旧ただし書き所得58万円以下の方の令和6年度所得割は制度改正の影響なしとなる。この激変緩和措置によって、不足する財源は旧ただし書き所得58万円を超える方の令和6年度所得割及び所得割が賦課される全ての方の令和7年度所得割に転嫁される。

＜財政安定化基金の活用について＞

保険料率上昇抑制のため、財政安定化基金の活用について、東京都と協議をしたが整わなかった。

【保険料軽減対策区市町村負担】

| | | |
|--------------|--------|---------------------------|
| ○ 4項目の特別対策 | 計214億円 | 区市町村負担金合計 約219億円（2か年分） |
| ・ 葬祭事業 | 約93億円 | |
| ・ 審査支払手数料 | 約76億円 | |
| ・ 財政安定化基金拠出金 | 0円 | |
| ・ 保険料未収金補填 | 約45億円 | |
| ○ 所得割額独自軽減 | 約5億円 | |

【保険料額比較（公的年金収入のみの単身者で試算）】

| 年金収入額 | 制度改正 影響 | 軽減割合 | | 保険料額（年額） | | | |
|---------|------------|------|-------|----------|---------|----------|-------|
| | | | | R5年度 | R6年度 | R5年度との増減 | |
| | | 均等割額 | 所得割率 | | | 増減額 | 増減率 |
| 153万円 | × | 7割軽減 | — | 13,900 | 14,100 | 200 | 1.4% |
| 168万円 | △ | 7割軽減 | 50%軽減 | 21,000 | 20,700 | -300 | -1.4% |
| 173万円 | △ | 5割軽減 | 25%軽減 | 37,400 | 36,800 | -600 | -1.6% |
| 197万円 | △ | 5割軽減 | 軽減なし | 64,900 | 62,200 | -2,700 | -4.2% |
| 211万円 | △ | 2割軽減 | 軽減なし | 92,100 | 88,700 | -3,400 | -3.7% |
| 221万円 | ○ | 2割軽減 | 軽減なし | 101,600 | 103,500 | 1,900 | 1.9% |
| 240万円 | ○ | 軽減なし | 軽減なし | 128,900 | 131,400 | 2,500 | 1.9% |
| 400万円 | ○ | 軽減なし | 軽減なし | 264,100 | 269,200 | 5,100 | 1.9% |
| 880万円 | ○ | 軽減なし | 軽減なし | 660,000 | 673,400 | 13,400 | 2.0% |
| 942万円 | ○ | 軽減なし | 軽減なし | 660,000 | 730,000 | 70,000 | 10.6% |
| 1,017万円 | ○ | 軽減なし | 軽減なし | 660,000 | 730,000 | 70,000 | 10.6% |

| 旧ただし書き所得階層別の被保険者割合（概算） | |
|------------------------|--------|
| 0円 | 54.48% |
| 1円～58万円 | 11.20% |
| 58万1円～229.5万円 | 23.69% |
| 229.5万1円～ | 7.49% |
| 647.5万円～ ※R5限度額到達 | 0.26% |
| 706.4万円～ ※R6限度額到達 | 0.30% |
| 778.5万円～ ※R7限度額到達 | 2.57% |

| 年金収入額 | 制度改正 影響 | 軽減割合 | | 保険料額（年額） | | | |
|---------|------------|------|-------|----------|---------|----------|-------|
| | | | | R5年度 | R7年度 | R5年度との増減 | |
| | | 均等割額 | 所得割率 | | | 増減額 | 増減率 |
| 153万円 | × | 7割軽減 | — | 13,900 | 14,100 | 200 | 1.4% |
| 168万円 | △ | 7割軽減 | 50%軽減 | 21,000 | 21,400 | 400 | 1.9% |
| 173万円 | △ | 5割軽減 | 25%軽減 | 37,400 | 38,100 | 700 | 1.9% |
| 197万円 | △ | 5割軽減 | 軽減なし | 64,900 | 66,100 | 1,200 | 1.8% |
| 211万円 | △ | 2割軽減 | 軽減なし | 92,100 | 93,900 | 1,800 | 2.0% |
| 221万円 | ○ | 2割軽減 | 軽減なし | 101,600 | 103,500 | 1,900 | 1.9% |
| 240万円 | ○ | 軽減なし | 軽減なし | 128,900 | 131,400 | 2,500 | 1.9% |
| 400万円 | ○ | 軽減なし | 軽減なし | 264,100 | 269,200 | 5,100 | 1.9% |
| 880万円 | ○ | 軽減なし | 軽減なし | 660,000 | 673,400 | 13,400 | 2.0% |
| 942万円 | ○ | 軽減なし | 軽減なし | 660,000 | 730,300 | 70,300 | 10.7% |
| 1,017万円 | ○ | 軽減なし | 軽減なし | 660,000 | 800,000 | 140,000 | 21.2% |

| 旧ただし書き所得階層別の被保険者割合（概算） | |
|------------------------|--------|
| 0円 | 54.48% |
| 1円～58万円 | 11.20% |
| 58万1円～229.5万円 | 23.69% |
| 229.5万1円～ | 7.49% |
| 647.5万円～ ※R5限度額到達 | 0.26% |
| 706.4万円～ ※R6限度額到達 | 0.30% |
| 778.5万円～ ※R7限度額到達 | 2.57% |

※均等割軽減判定は、令和6年度の基準額で算定
 ※網掛け部分は、各年度における賦課限度額
 ※太枠内は、制度改正の影響を受ける所得階層